

【18歳以上の方】

利用者は費用の1割を負担することになります。ただし、本人および配偶者の収入等に応じて、ひと月の負担上限額が決められています。

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯で、所得割16万円未満 ※収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。 ※施設入所者（20歳以上）、グループホーム利用者、宿泊型自立訓練利用者は、「一般2」になります。	9,300円
一般2	上記以外の市民税課税世帯	37,200円